

# オンライン ワークショップのご案内

参加費  
無料

～法改正に対応し、働きやすい職場をつくるために～

中小企業・小規模事業経営者、人事労務担当の皆さまを対象として  
当センターの社会保険労務士などの専門家が  
労務関連の法改正の対応について、ポイントをわかりやすく解説します。  
2022年から3段階で施行される「育児・介護休業法改正」  
中小企業の事業主にも義務化される「パワーハラスメント防止措置」  
2023年から「月60H超の時間外労働分の割増率の引上げ」  
2024年から「時間外労働の上限規制」と法改正の対応を迫られる中  
御社が進める取り組みの確認に、ぜひご参加ください。

【講師】  
社会保険労務士  
天野 敏哉 氏



| 日 程              | テ ー マ                        | 参加に○<br>(複数参加可) | お申込み締切日          |
|------------------|------------------------------|-----------------|------------------|
| 令和5年<br>1月18日(水) | 第1回 育児・介護休業法 改正のポイント         |                 | 令和5年<br>1月10日(火) |
| 令和5年<br>1月25日(水) | 第2回 パワーハラスメント防止措置の義務化        |                 | 令和5年<br>1月16日(月) |
| 令和5年<br>2月15日(水) | 第3回 月60時間超の時間外労働分の割増賃金率引上げ   |                 | 令和5年<br>2月 6日(月) |
| 令和5年<br>2月22日(水) | 第4回 時間外労働の上限規制の解説(36協定書の書き方) |                 | 令和5年<br>2月13日(月) |

- \*時間は各回とも13:30～14:30です。(オンラインセミナー40分・ワークショップ意見交換20分)
- \*テキストは事前に送付いたします。
- \*Zoomを利用したオンライン形式でおこないます。(ご所属先の情報セキュリティポリシーを確認のうえご参加ください)
- \*後日お申込みいただいたメールアドレスにURLをお送りいたします。

## セミナー申込書

必要事項をご記入いただき、下記FAXまたはE-MAILにてお申込みください。

|        |      |       |  |
|--------|------|-------|--|
| 事業所名   |      |       |  |
| お名前    | フリガナ | 所属・役職 |  |
| 住 所    |      |       |  |
| T E L  |      | F A X |  |
| E-MAIL |      |       |  |

### お申込み・お問合せ

厚生労働省 長崎労働局委託事業  
長崎働き方改革推進支援センター  
TEL:0120-168-610 FAX:095-832-4316  
E-MAIL:nagasaki-hatarakikata@lec-jp.com

当センターでは、事業主を対象として  
人材確保、助成金活用や労務管理などの  
働き方改革に関するお悩みを支援します。  
お気軽にご相談ください。

- \*来所・訪問相談
- \*セミナー開催
- \*セミナー講師派遣

ご相談  
無料